



® 平成 30 年 11 月 16 日 (金)
No. 14816 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第10回 標準必須特許の特許権
侵害訴訟において、侵害行為の差止が認められた事例 (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) (12)

中国知財の最新動向 第10回

標準必須特許の特許権侵害訴訟において、 侵害行為の差止が認められた事例

～ファーウェイ会社がサムスン中国公司等を訴えた紛争事件～

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

最近の中国では、他の多くの国と同様、いわゆる「標準必須特許」が大きな問題となっている。例えば、最近では、華為技術有限公司(以下「ファーウェイ公司」という)と米国のInterDigital Technology

Corporation, Inc. (IDC) 等との間の標準必須特許をめぐる広東省高級人民法院での訴訟事件が注目を集めた。また、中国の国家発展改革委員会が、無線通信分野で標準必須特許を有するクアルコムが行ったさまざまな行為が中国の独占禁止法にいう「市場支



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
弁理士 加藤 秀忠
弁理士 山下 託嗣
弁理士 元山 雅史
弁理士 堀川 かおり
弁理士 渡辺 尚
シニアカウンセラー 小野 由己男[※]

弁理士 山根 政美
弁理士 合路 裕介[※]
弁理士 松山 習
弁理士 小野 健太郎
弁理士 吉田 新吾
弁理士 三崎 正輝[※]
弁理士 古賀 稔久
弁理士 夫 世進
弁理士 原田 泉
弁理士 石川 貴之

弁理士 西本 昌悟
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 田嶋 亮介[※]
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 黒川 雅子
弁理士 上田 靖
弁理士 水谷 靖
弁理士 川分 康博
弁理士 大西 一郎

韓国弁理士、日本弁理士 朴 沼泳
中国弁理士 吳 芳 鄭 徳虎

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン[※]

[※]米国パテント・エージェンツ試験合格者(未登録)

配的地位の濫用行為」に該当すると認定し、クアルコムに対し約1,000億円の課徴金を課した事件も注目された²。また、「西電捷通会社がソニー中国公司を訴えた紛争事件」³は、日系中国現地法人が中国における「標準必須特許」に関わる紛争事件の被告として訴えられた事件として、大きな注目を集めた。今後、他の日本企業・日系中国現地法人も、中国における「標準必須特許」に関わる訴訟事件の当事者となる可能性があるため、日本企業・日系中国現地法人としては、少なくとも、あらかじめ中国での議論状況をきちんと理解しておくことが重要である。

本稿で紹介する「ファーウェイ会社がサムスン中国公司等を訴えた紛争事件」は、標準必須特許の特許権侵害訴訟事件であり、標準必須特許のクロスライセンス交渉における諸事情を理由に、サムスン中国公司等に対し、侵害行為の停止が命じられた。以下、本事件の概要等について解説する。

Ⅱ 標準必須特許の特許権侵害訴訟において、侵害行為の差止が認められた事例（ファーウェイ会社がサムスン中国公司等を訴えた紛争事件）

1 書誌的事項

第一審：深圳市中級人民法院（2016）粵03民初816号

原 告：華為技術有限公司（以下「ファーウェイ公司」という）

被 告：三星（中国）投資有限公司（以下「サムスン中国」という）、
惠州三星電子有限公司（以下「サムスン惠州」という）、
天津三星通信技術有限公司（以下「サムスン天津」という）⁴、
深圳市南方韻和科学技術有限公司（以下「韻和公司」という）

判決日：2018年1月4日

出 典：「中国知的財産権」

<http://www.chinaipmagazine.com/news-show.asp?21934.html>

2 事件の概要

(1) 事実関係

ファーウェイ公司是、4G無線通信技術に関する標準必須特許である2つの特許権（特許番

号ZL201110269715.3及びZL201010137731.2）を有している（以下、前者の「一種の無線通信ネットワーク装置」たる発明特許権を「本件特許権」という）⁵。ファーウェイ公司是、これらの特許権について、公平・合理・無差別（FRAND）の条件でライセンスを行う旨の宣言を行っている。

ファーウェイ公司是、本件特許権につき、2016年5月、韓国のサムスン電子株式会社（以下「サムスン」という）の子会社であるサムスン中国、サムスン惠州、サムスン天津の3社（以下「被告3社」と総称する）及び韻和公司を被告として、特許権侵害訴訟を提起し、侵害行為の差止を請求した（なお、判決書には、損害賠償請求についての記載が見当たらない）。

原告の主張は、次のとおりである。被告らは原告の許可を得ずに、標準必須特許たる本件特許権に係る端末製品を大量に製造、販売、販売申出、輸入したが、当該製品に含まれる技術案は本件特許権の保護範囲にある。2016年2月16日、原告は、韻和公司から、サムスン惠州が生産したGalaxy S6サムスン携帯電話、サムスン天津が生産したGalaxy J5サムスン携帯電話を公証購入した。これら製品は、いずれも本件特許権の保護範囲に入っており、原告の本件特許権を侵害している。

被告らの主張は、次のとおりである。サムスン中国は、原告が主張する特許侵害行為を実施していない。原告は標準必須特許のライセンス交渉において、公平・合理・無差別（FRAND）の義務を尽くさなかった一方、サムスンにはライセンス交渉において明らかな過ちはなかったことから、原告の訴訟請求を棄却すべきである。

(2) 管轄異議紛争事件

被告らは、まず、法院の管轄権の有無を争うため、管轄異議を申し立てた。サムスンの管轄異議申立理由は、次のとおりである。

①被告3社はそれぞれ別法人であり、共同侵害行為を行っていない。

②被告3社と韻和公司が共同被告にされているが、共同侵害行為を行っていない。原告が韻和公司を共同被告としただけで韻和公司の所在地である深圳市中級人民法院に管轄権が生